

第5章 誘導施策の展開



本計画が目指す、「淡路島の中心地としてふさわしい魅力と賑わいがつまったまちづくり」の実現にあたっては、多様な分野において連携・整合を図りながら施策を展開していく必要があります。

そのため、本計画では、計画の実現に必要な主要な施策の基本的な方針を示すものとし、今後、各分野において具体的な取り組みを展開・検討していきます。

また、誘導施策の取組においては、都市機能誘導及び居住誘導に対する国の財政、金融、税制上の支援措置の活用を検討するとともに、民間と連携しながら誘導施設の整備、機能維持等について推進していきます。

5-1 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を誘導するためには、宅地開発や住宅の建築を行うための受け皿づくりや居住地としての選ばれるための環境整備等が必要となります。

また、人口増加に向けて主に市外からの移住定住を促進するためには、ライフステージに応じた暮らしが可能となるような支援や情報発信等が必要となります。

そのため、次のような施策を展開・検討していくことで、移住定住を促進します。

■施策の概要

施策	概要
住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○管理不十分な空家の所有者調査、管理指導や支援の実施 ○老朽危険空き家除却支援事業 ○土砂災害特別警戒区域の指定を踏まえた、土地利用の安全・安心の啓発 ○住宅の耐震性能の向上を支援
移住定住の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「お帰りなさいプロジェクト（洲本市定住促進事業）」のさらなる周知・活用を促進 ○洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業について、さらなる移住者誘致に効果的な施策立案の推進 ○移住・定住促進事業 ○少子化の進行、女性の社会参画による保育ニーズの多様化などを勘案した保育所と幼稚園の機能の連携推進 ○幼児教育・保育の一体的な提供が可能な環境を整え集団教育の充実の観点から施設の再編を推進 ○子育てにやさしいまちづくり事業 ○地域子育て支援拠点事業（にこにこひろば） ○地域包括支援センターの機能強化及び生活支援コーディネーターの配置により、地域の保健・医療・福祉サービスなどの専門機関との連携強化及び地域包括ケアシステムの深化を推進 ○洲本市地域おこし協力隊情報発信事業

5 2 都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導するための施策

都市機能誘導区域内に民間の誘導施設を誘導（維持・確保）するためには、「インセンティブとなる各種支援」や「市街地の魅力や利便性を高めるための環境整備」等が必要となります。

また、各拠点における行政サービスを維持・増進するためには、「公共施設の再編」等が必要となります。そのため、次のような施策を展開・検討していくことで、誘導施設の立地を促進します。

■施策の概要

概要
<ul style="list-style-type: none"> ○既存住宅ストックの活用や中心市街地のさらなる拠点機能の充実 ○鐘紡紡績工場の赤レンガ建築群などの有効活用の方策を検討 ○市役所周辺での商業機能の在り方について必要な検討・取組を推進 ○元気な商店街づくり事業 ○イメージ統一整備事業を実施し「城下町すもと」にふさわしい街並みをつくり、魅力的なまちあるきを楽しめる商店街を整備 ○管理不十分な空家への所有者調査、管理指導や支援の実施 ○低未利用土地権利設定等促進計画、低未利用地の利用と管理のための指針 ○立地誘導促進施設協定（commons協定） ○土地利用の促進や円滑な公共事業の導入に向け地籍調査の推進 ○中心市街地の周辺の未利用地の活用を図るため道路網の整備を進めるとともに計画的な市街化を誘導 ○交通結節点におけるわかりやすい情報提供 ○洲本の強みを活かし、的を絞った事業展開と国内外への情報発信を強化し、淡路島洲本ブランドの確立 ○メディア露出などを意識した効果的なプロモーションを推進 ○やさしさあふれる観光地をめざし、観光案内機能の向上 ○観光対策事業 ○カネボウの赤レンガ建築群の全国 PR ○都市機能誘導区域内で特定用途誘導地区を定め、誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限を緩和 ○住宅の耐震性能の向上を支援（再掲） ○特色ある親水空間を創出するため河川や港湾周辺などの活用 ○土砂災害特別警戒区域の指定を踏まえた、土地利用の安全・安心の啓発（再掲）

5 3 良好な移動環境を創出するための施策

高齢者をはじめとし、障がい者も含めた誰もが、徒歩や自転車又は公共交通により、拠点地区内外を安全で快適に移動できる環境を創出するためには、「公共交通ネットワークの再構築」や「歩行者や自転車の通行空間の整備」等が必要となります。

また、コンパクトなまちづくりを推進する過程で、居心地が良く、歩きたくなるまちなかを形成するためにも、移動のしやすい市街地環境の確保が必要となります。

併せて、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方にに基づき、安全で快適に利用できることに配慮し、次のような施策を展開・検討していくことで、良好な移動環境を創出します。

■施策の概要

概要
○中心市街地の周辺の未利用地の活用を図るため道路網の整備を進めるとともに計画的な市街化を誘導（再掲）
○宇原千草線、山神線、下内膳線の整備推進
○県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線の整備を促進
○主要な生活道路の計画的な整備推進
○オニオンロードの全線開通にむけ整備推進
○公共交通の一体的で持続可能なネットワークの構築に向けて、その運行の維持・確保・利便性の向上
○暮らしと交流を支える持続可能な公共交通サービス推進事業
○路線バスの維持・改善
○高速バス路線の利用環境の向上
○スクールバス等との混乗化
○他市と連携した路線バス利用促進策の整備
○他市と洲本市を結ぶバス交通の整備
○バス停（待合い、乗り継ぎ）の利用環境整備
○バスロケーションシステムの導入
○公共交通空白地における移動手段の確保
○公共交通機関相互のダイヤ調整（乗り継ぎ時間の短縮）
○バス乗り継ぎに対する運賃割引制度の整備
○地域内交通とバス軸を結ぶ交通結節点の整備・機能強化
○交通結節点におけるわかりやすい情報提供（再掲）
○自転車通行空間の整備を目的とした洲本市自転車ネットワーク計画の施策実施
○新型車両の導入（バリアフリー化車両、低公害車等）
○モビリティ・マネジメント（MM）の実施
○パーク＆バスライドのための駐車場整備

5 4 誘導区域外の地域での施策

本計画は、誘導区域内へ全ての住宅や都市機能の集約を進めるものではなく、将来にわたり市全体の住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指して策定するものです。

そのため、都市計画区域外の五色地域も含めた誘導区域を定めない地域においても、既存の集落機能が維持されるように、従来の都市計画マスタープランや関連計画の考え方にに基づき、移住定住の促進、生活利便施設の維持・確保、市街地へ繋がる公共交通の維持・充実等に取り組み、市全体で持続可能な都市構造を構築していきます。

■施策の概要

概要

- 洲本の強みを活かし、的を絞った事業展開と国内外への情報発信を強化し、淡路島洲本ブランドの確立（再掲）
- 観光対策事業（再掲）
- メディア露出などを意識した効果的なプロモーションを推進（再掲）
- やさしさあふれる観光地をめざし、観光案内機能の向上（再掲）
- 高田屋嘉兵衛公園を通じた地域活性化
- 歴史文化遺産活性化事業
- 歴史文化遺産保存事業
- オニオンロードの全線開通にむけ整備推進（再掲）
- 公共交通の一体的で持続可能なネットワークの構築に向けて、その運行の維持・確保・利便性の向上（再掲）
- 暮らしと交流を支える持続可能な公共交通サービス推進事業（再掲）
- 路線バスの維持・改善（再掲）
- スクールバス等との混乗化
- 他市と連携した路線バス利用促進策の整備（再掲）
- 他市と洲本市を結ぶバス交通の整備（再掲）
- バス停（待合い、乗り継ぎ）の利用環境整備（再掲）
- バスロケーションシステムの導入（再掲）
- 公共交通空白地における移動手手段の確保（再掲）
- 公共交通機関相互のダイヤ調整（乗り継ぎ時間の短縮）（再掲）
- 地域内交通とバス軸を結ぶ交通結節点の整備・機能強化（再掲）
- バス乗り継ぎに対する運賃割引制度の整備（再掲）
- 自転車通行空間の整備を目的とした洲本市自転車ネットワーク計画の施策実施（再掲）
- 新型車両の導入（バリアフリー化車両、低公害車等）（再掲）
- モビリティ・マネジメント（MM）の実施（再掲）
- パーク＆バスライドのための駐車場整備（再掲）
- 特色ある親水空間を創出するため河川や港湾周辺などの活用（再掲）
- 土砂災害特別警戒区域の指定を踏まえた、土地利用の安全・安心の啓発（再掲）
- 管理不十分な空家の所有者調査、管理指導や支援の実施（再掲）
- 住宅の耐震性能の向上を支援（再掲）